

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の12第1項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定の解除
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項並びに同条第2項において準用する第9条の4第2項及び第3項（練習射撃場の指定等）、第9条の11第1項並びに同条第2項において準用する第9条の6第2項及び第3項並びに第9条の7第2項から第5項まで、第9条の11第3項（練習用備付け銃）並びに第9条の12第1項（練習射撃場の指定の解除等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第74条（練習射撃場の指定の解除）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の12第1項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除の適否を判断する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 被処分者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：